4.7.6.3.　走行抵抗の計算

全ての基準速度点jについて、4.7.6.1.及び4.7.6.2.に基づき、走行抵抗（N）を次式により算定するものとする。

$F_j^* = F_{Dj} + F_{Aj}$

算定されたF_j^*について、最小二乗回帰分析により、走行抵抗係数f_0、f_1及びf_2を計算し、6.1.1.の初期係数A_d、B_d及びC_dとして使用するものとする。

別添四十一Ⅱ別紙4の5・2・1・中「完成」を「慣性」に改める。

別添四十一Ⅱ別紙5の2・2・3・中「シャシダイナモメータには、」の下に「加速度及び惰行時間を」を加え、「の測定精度を有する加速度測定装置及び惰行時間測定装置」を「の精度で計測できる測定装置」に改め、同別紙2・2・6・中「任意の」の下に「算術」を加え、同別紙2・4・2・中「2.5N」を「9.0N」に改め、同別紙2・4・3・中「において、」の下に「算術」を加え、「速度間隔が10km／hである各測定点」を「基準速度点」に改め、同別紙3・1・1・3・から3・3・3・2・までの規定中「混合気体」を「希釈排出ガス」に改め、同別紙3・3・3・3・中「及び粒子排出物」を削り、同別紙3・3・4・1・中「混合気体」を「希釈排出ガス」に改め、同別紙3・3・4・2・(i)中「全ての装置」を「全ての構成部品」に改め、同別紙3・3・5・1・中「混合気体」を「希釈排出ガス」に、「USM」を「UFM」に、「以内に」を「以内」に改め、同別紙3・4・3・3・中「図7」を「図4」に改め、同別紙3・4・3・3・2・3・及び3・4・3・3・2・4・中「平均」を「算術平均」に改め、同別紙3・4・4・1・1・中「スロート部と」を「スロート部圧力と」に改め、同別紙3・4・5・7・1・中「図8」を「図5」に改め、同別紙3・4・5・9・中「平均値」を「算術平均値」に改め、同別紙3・5・1・1・中「プロパンの密度は、標準条件において11当たり1.967gとみなし、」を削り、同別紙4・1・1・1・から4・1・2・2・までの規定中「混合気体」を「希釈排出ガス」に改め、同別紙4・1・2・4・中「混合気体」を「排出ガス」に改め、同別紙4・1・2・9・中「システム」を「装置」に改め、同別紙4・1・3・1・7・中「CFV流量又はCFO流量」を「CVS体積流量」に改め、同別紙4・1・4・1・4・中「混合気体」を「希釈排出ガス」に改め、同別紙4・1・4・6・1・中「CLD」を「CLA」に改め、同別紙4・2・1・1・2・中ただし書を削り、同別紙4・2・1・2・1・から4・2・1・2・4・までの規定中「混合気体」を「希釈排出ガス」に改め、同別紙4・2・1・2・5・中「混合気体」を「希釈排出ガス」に、「管」を「排気管」に改め、同別紙4・2・1・2・6・中「温度」を「流量」に改め、同別紙4・2・1・2・7・及び4・2・1・2・9・中「質量」を削り、同別紙4・2・1・2・10・中「混合気体の体積」を「希釈排出ガスの体積」に、「混合気体ガス」を「希釈排出ガス」に、「混合気体の測定」を「希釈排出ガスの測定」に改め、同別紙4・2・1・2・11・中「希釈流量」を「希釈排気流量」に改め、同別紙4・2・1・3・1・1・中「図13」を「図6」に改め、同別紙4・2・1・3・1・2・中「ガス」を「排出ガス」に改め、同別紙4・2・1・3・1・6・中ただし書を削り、同別紙4・2・1・3・3・1・2・中「希釈ガス」を「希釈排出ガス」に改め、4・2・1・3・3・1・4・を削り、同別紙4・2・1・3・3・1・5・中「PMサンプル」を「サンプル」に、「PMサンプリング流量計」を「サンプリング流量計」に改め、同別紙4・2・1・3・3・1・5・を4・2・1・3・3・1・4・とし、同別紙4・2・1・3・4・3・中「PMサンプル質量流量」を「サンプル質量流量」に改め、同別紙4・2・1・3・5・2・中「単一」を「初期」に改め、同別紙4・2・2・2・2・の表1中「b」を「a0」に、「最大1％」を「1μg」に、「m」を「a1」に改め、同別紙4・2・2・4・2・中「mf」を「Pef」に、「muncorr」を「Peuncorr」に改め、同別紙5・2・2・5・中「スケール」を「分析計及びガス成分」に、「感度」を「レンジ」に、「ゼロ点」を「線形化の実施日」に改め、同別紙5・2・2・5・(d)を削り、同別紙5・4・3・4・中「メタンと精製空気：1.00＜Rf＜1.15」を削り、同別紙5・5・1・6・中「図15」を「図7」に改め、同別紙6・1・2・中「稼働ガス」を「純粋ガス」に改め、同別紙6・1・2・4・中「ppmCO₂」の下に「，水素含有量39～41vol％」を加える。

別添四十一Ⅱ別紙6の1・2・2・1・1・中「±1.5K」を「±1.5℃」に改め、同別紙1・2・2・1・3・中「絶対湿度Ha」を「比湿H」に改め、同別紙1・2・2・2・1・1・中「±5K」を「±5℃」に、「296K」を「23℃」に改め、同別紙1・2・2・2・1・2・中「絶対湿度Ha」を「比湿H」に、「Ha」を「H」に改め、同別紙1・2・2・2・2・中「±3K」を「±3℃」に、「296K」を「23℃」に改め、同別紙1・2・4・2・中「モード」を削り、同別紙1・2・4・2・1・及び1・2・4・2・2・を次のように改める。

1.2.4.2.1.　シャシダイナモメータ走行の間は補助装置の電源を切断、又は不作動状態とすること。

1.2.4.2.2.　シャシダイナモメータ走行モードを作動させる場合は、自動車製作者等の定める方法に基づき行うこと。この場合において、自動車製作者等は、不作動状態にした装置のリスト及びその不作動化の理由を明らかにすること。

別添四十一Ⅱ別紙6の1・2・4・2・4・を削り、同別紙1・2・4・4・1・2・6・3・6・及び1・2・6・4・中「エンジン」を「パワートレイン」に改め、同別紙1・2・6・4・1・中「自動車が」の下に「正常に」を加え、同別紙1・2・6・4・2・中「エンジン」を「パワートレイン」に改め、同別紙1・2・6・5・3・及び1・2・6・5・3・1・を削り、1・2・6・6・中「表示速度と理論速度」を「各時点における車速と規定速度の差」に改め、「許容差が認められるものとする。」の下に「ただし、当該許容差は試験自動車の運転者には示さないものとする。」を加え、同別紙1・2・6・10・中「切ること。」の下に「この場合において、試験のために車両をプレコンディショニングした後、そのテスト開始まで車両を再始動させないものとする。」を加え、同別紙1・2・7・2・中「エンジンオイル温度及び冷却液温度がソーク室温度設定値の±2K以内になるまで、」及び「の±2K以内」を削り、同別紙1・2・8・1・中「296±3K」を「23℃±3℃」に改め、「あること。」の下に「ただし、エンジンオイル温度及び冷却剤温度を計測している場合は、23℃±2℃であること。」を加え、同別紙1・2・8・2・4・及び1・2・8・3・中「エンジン」を「パワートレイン」に改め、同別紙1・2・8・3・1・中「自動車製作者」を「自動車製作者等」に、「エンジン」を「パワートレイン」に改め、同別紙1・2・8・3・2・の次に次のように加える。

1.2.8.3.3.　実車速を1秒間に10回の頻度で測定すること。

別添四十一Ⅱ別紙6の1・2・10・1・2・3・中「サンプリングフィルタ」を「捕集フィルタ」に改め、同別紙1・2・11・2・中「エンジン」を「パワートレイン」に改め、同別紙1・2・11・2・の次に次のように加える。

1.2.14.2.10.　次に掲げるいずれかの時点において、分析計の検査及び校正を行うこと。この場合において、周囲空気及びサンプリングバッグについて分析計の同一レンジを使用するものとし、(b)においては全ての分析計について、試験に使用する全てのレンジにおいて検査及び校正を行うこと。

(a)　各サンプリングバッグの分析前後

(b)　試験前後

別添四十一Ⅱ別紙6付録の1・1・中「規定する。」の下に「ただし、エンジンベンチ又はシャシダイナモメータにおいて、当該試験と同等であると認められる手法に基づき、当該試験を実施してもよい。」を加え、同付録2・中「実行すること。」の下に「ただし、自動車製作者等の申請に基づき、排出ガス制御に影響を及ぼさない範囲で、エンジニアリングコントロールモジュールをK_iを算定する過程で使用することができる。」を加え、同付録2・2・5・中「PMフィルタ」を「PM捕集フィルタ」に改め、同付録2・2・5・1・中「切り」を「切らず」に改める。

別添四十一Ⅱ別紙7の1・1・中「及び」を「、」に改め、「電気式プラグインハイブリッド自動車」の下に「及び圧縮水素燃料電池自動車」を加え、同別紙2・2・1・1・1・中「平均温度」を「算術平均温度」に改め、同別紙3・1・1・に次のように加える。

NMHC排出量の計算のための密度は、各燃料毎における基準条件におけるTHCの密度に等しいものとする。

別紙5の3.5.において、プロパンの密度は基準条件において1.967g／lとする。

その他の燃料については、3.1.2.に示す式を用いて、燃料の密度を計算するものとする。